

2025年6月5日

第116回定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針・・・	1
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要・・・・・・・・・・	5
連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

（2024年4月 1日から）
（2025年3月 31日まで）

広島電鉄株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について取締役会決議により次のとおり定め、本方針に従い適法かつ効率的な企業活動を推進しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が重要事案の決定を行うにあたっては、法令および定款に則り定めた取締役会規程および経営会議規程に基づき、取締役会や経営会議において適法性・妥当性の有無をはじめとした総合的な検討を行う。また、取締役は、取締役会や経営会議において職務の執行に関する報告を迅速に行い、他の取締役は報告された内容に対し法令および定款の遵守の状況を監督する。

執行役員は、自ら執行する職務の執行状況をその職務を担当する取締役に随時報告し、重要な執行状況に関しては取締役会や経営会議で迅速に報告する。担当取締役および他の取締役は、報告された内容に対し法令および定款の遵守の状況はもとより、執行役員による職務の執行状況を監督する。

使用人が日常の職務を執行するにあたっては、業務の組織的かつ効率的な運営を図るために定めた職務権限規程に基づき、稟議手続規程に従って起案した決裁文書により意思決定を行い、会社組織として適法・適正に職務を執行する。

当社は、財務報告の作成および開示にあたっては、有効な内部統制システムの整備・運用を行い、財務報告の適正性を確保する。また、取締役会規程および経営会議規程その他の社内規程について、規程類管理規程に定める手続きに従い、常に最新の法令に基づき改正を行い、取締役および使用人への周知徹底に努める。

当社は、警察や顧問弁護士等と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録および経営会議開催記録については、法令および社内規程に基づき作成し、職務所管部署において適切に保存・管理する。

取締役会および経営会議に付議し承認された議案書並びに決裁文書については、各起案部署において適切に保存・管理する。

契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書については、契約締結部署、職務所管部署において適切に保存・管理する。

株主総会議事録はもとより、取締役会議事録、経営会議開催記録をはじめとした取締役の職務の執行

にあたっての意思決定を記録した文書、契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存・管理については、その方法・年限等を定めた文書管理規程および情報セキュリティ規程に基づき適切に行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的リスクや緊急対応を要するリスクが発生した場合には、代表取締役社長はリスク対応統括責任者として各取締役を指揮し、各取締役はリスク対応統括責任者のもとで担当部門を指揮することにより、リスク発生による損害を最小限に止める。

電車・バス事業におけるリスクについては、第一の使命である安全運行を確保するため、電車、バス部門ごとに制定した安全管理規程をはじめとする社内規程に基づき、リスクの発生時には迅速かつ的確に対応する。また、各部門の指導・教育担当部署は、使用人に対し、定期的にリスク発生の回避およびリスク発生時の損害を最小限に止めるための迅速な対応について指導・教育を行う。

不動産事業におけるリスクについては、土地・建物の賃貸・販売および保有により発生が予想されるリスクを抽出し、リスク発生時の迅速かつ的確な対応をあらかじめ想定することにより、リスク発生の回避およびリスク発生時の損害を最小限に止めるように努める。

当社が行う事業における新たな事業機会の検討・実施にあたっては、想定されるリスクについて必要に応じて外部の専門家の意見・助言を取り入れながら十分な検討を行い、事業の実施にあたっては、想定されるリスクを排除しまたはでき得る限り縮小させようとして実施する。

取締役、執行役員およびその他の使用人は、職務の執行の過程におけるリスクを回避するため、法律上の判断を要する場合には顧問弁護士に、会計上の判断を要する場合には会計監査人にそれぞれ適宜相談し、得られた助言・提案をもとに職務を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、電車、バスおよび不動産部門からなる事業本部制を採用し、会社組織全体に関わる企画・管理部門を含めた組織体制のもとで、横断的な業務の運営により、効率的な経営を行う。各本部の業務執行責任者は取締役または執行役員が務め、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

当社は、取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会については原則として毎月1回以上、経営会議については原則として毎週開催し、取締役相互による活発な議論を経たうえで重要事案に対する意思決定を行う。

また、取締役会決議により、取締役に準ずる地位を有する重要な使用人として執行役員を選任し、代表取締役の指揮命令のもとで会社の重要な業務を執行させることにより、効率的な経営を行う。なお、

経営会議には執行役員が構成員として出席し、取締役および執行役員による活発な議論と重要かつ最新の経営情報の共有のもとで、意思決定を行う。

取締役は、長期にわたる安定した収益構造の構築を基礎としつつ経営環境の変化への迅速な対応を目的として策定した経営総合3ヵ年計画を着実に推進し、進捗状況について定期的にフォローアップを行い、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の運営管理において、総合企業体としての利益を確保するために関係会社統括要綱を定め、関係会社各社の自主的経営を尊重しつつ、重要事案の決定にあたっては当社への事前協議を求め、また、経営上の重要事項については当社への報告を求める。これらの協議・報告について、当社は必要に応じて取締役会において情報を共有する方法により当該内容の適法性・妥当性やリスク発生の可能性について確認を行い、場合によっては顧問弁護士や会計監査人に相談のうえ、総合企業体として適法・適正に業務を執行する。

当社は、監査室および弁護士事務所を内部通報窓口とする企業倫理ヘルプラインの運用等を通じ、当社および関係会社各社における組織的または個人的な法令違反および不正行為等の早期発見と是正を図る。

当社を含めた関係会社各社は、企業集団としての収益性の向上を図るため、必要に応じて関係会社社長会を開催し、情報共有と相互協力により、関係会社各社における適正かつ効率的な業務の推進に努める。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、決算業務に関する法令改正等の情報をはじめとした情報共有により、企業集団としての適法・適正かつ効率的な業務の推進に努める。

重要な関係会社は、当社に準じて経営総合3ヵ年計画を策定し、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、各本部から独立した部署である監査室が内部監査を担当しており、監査室所属員は監査役の指示により監査役会の職務を補助する旨を職務権限規程において明確にし、監査役は、職務を補助する者として、監査室所属員を直接使用することができる。

監査室所属員の人事異動に関する事項については、人事担当取締役は事前に監査役と協議する。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制並びに関係会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員およびその他の使用人は、いつでも監査役の求めに応じて職務の執行状況を報告する。

また、取締役、執行役員およびその他の使用人並びに関係会社統括要綱に定める関係会社の取締役、監査役および使用人は、職務執行の過程において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令および定款に違反するおそれのある事実その他重大な疑義が生じた場合には、監査役へ速やかに報告を行う。当社および関係会社各社は、これらの事実を監査役に報告した者に対し、報告したことを理由とした不利な取扱いを行わない。企業倫理ヘルプラインに関する規程に基づいて通報した者に対しても、通報したことを理由とした不利な取扱いを行わない。

重要な決裁文書については、稟議手続規程に基づき、速やかに常勤監査役へ通知する。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要と認められる費用または債務に対して、監査役からの請求に基づき、速やかに支弁する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会および経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事案に対する協議の内容や意思決定の過程を把握するとともに、取締役および執行役員がこれらの重要な会議で適宜行う業務執行の状況報告を聴取する。

なお、取締役、執行役員およびその他の使用人は、重要な会議の開催にあたり、必要に応じて監査役へ事前に通知し、監査役の取締役、執行役員およびその他の使用人の職務執行に対する監査の機会を確保する。

当社は、代表取締役と監査役との情報交換会を、年2回定期的に開催する。

また、上半期・下半期ごとに行われる監査役による定期監査では、課長および室長・部長へのヒアリングを実施し、日常の職務執行に関する詳細な聴取を行い、定期監査終了後に監査結果の報告並びに取締役および執行役員に対する職務執行についてのヒアリングを行う目的で、各取締役および執行役員と監査役との間で情報交換会を開催する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記「業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針」に掲げた体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当事業年度は、取締役会を13回開催し、活発な議論による意思決定を実施しております。また、取締役会で決定した経営の基本方針・基本計画に基づき、重要な業務の執行等について審議、決定する経営会議を46回開催しており、取締役は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを相互に監督しております。

当社の取締役および使用人によるコンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、当社の役員および社員が従うべき行動準則として「広島電鉄社員行動規範」を定め、冊子の配布とともに社員教育に活用しております。

また、労働法規等、全社的な周知と遵守が求められる法令改正にあたっては、関連する社内規程類および制度の変更等に合わせ、社内規程や法令に関する説明会・研修会を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

企業倫理ヘルプラインの社内通報窓口である監査室に内部通報専用外線電話を設置するとともに、グループ社員が日常的に利用するイントラネットのトップ画面に「企業倫理ヘルプライン窓口」メニューを設置して、制度の周知と通報しやすい環境づくりを推進しております。

(2) リスク管理に関する取組み

当社は、経営総合3ヵ年計画の策定にあたり、企業経営に重大な影響を与えるリスクを選定のうえ、必要な対策を実施しております。

特に運輸業においては、電車およびバス部門の業務執行責任者を安全統括管理者として輸送の安全確保に取り組んでおります。また、内部監査を担当する監査室が主体となって定期的に運輸安全マネジメント監査を行い、その結果を踏まえて、代表取締役の関与のもとマネジメントレビューを実施しております。

その他、災害等の緊急対応を要するリスクの発生に対して、南海トラフ地震に係る防災対策規程等の社内規程・マニュアルを整備し、訓練等を通じて各種計画の見直しや対策の実効性の向上を図っております。

(3) 関係会社における業務の適正の確保

関係会社統括要綱に定める事前協議事項および報告事項について、親会社の立場からその内容を随時確認しております。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、半期ごとに関係会社に対してのヒアリングを実施しているほか、当事業年度は広電グループとしての経営方針に関する情報共有を図るために関係会社社長会を開催し、企業集団としての適法・適正な業務の推進に必要な情報の適時共有に努めております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

各監査役は、取締役会および監査役会の全てに出席し、監査役の立場で適宜意見を述べております。

代表取締役と監査役の相互認識を深める観点から、定期的な会合を年2回開催し、両方で意見交換を行うとともに、代表取締役の諸課題への取組み状況を確認しております。また、各取締役および執行役員と監査役との情報交換会や、関係会社各社の監査役による情報連絡会をそれぞれ年2回定期的に開催するほか、社外取締役と監査役との情報交換会を開催するなど、監査役の実効的な監査に資する情報の提供および意見交換の機会を設けております。

監査役と内部監査部門の連携を図るため、監査室は、内部監査の結果を監査役へ報告するとともに、監査役監査の補助業務も行っております。また、監査役監査の監査体制を支援し、監査費用等の環境整備を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計
当期首残高	2,335	2,021	11,180	△ 60	15,476
当期変動額					
剰余金の配当			△ 182		△ 182
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,379		1,379
自己株式の取得		△ 0		△ 0	△ 0
自己株式の処分				5	5
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動		2			2
土地再評価差額金の取崩			186		186
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2	1,383	5	1,391
当期末残高	2,335	2,023	12,563	△ 55	16,867

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	2,574	21,962	634	25,171	958	41,605
当期変動額						
剰余金の配当						△ 182
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,379
自己株式の取得						△ 0
自己株式の処分						5
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動						2
土地再評価差額金の取崩						186
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	428	△ 472	△ 274	△ 318	83	△ 234
当期変動額合計	428	△ 472	△ 274	△ 318	83	1,156
当期末残高	3,003	21,490	359	24,852	1,041	42,762

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 12社

主要な連結子会社の名称

広電建設(株)、広電エアサポート(株)、備北交通(株)、(株)広電宮島ガーデン、宮島松大汽船(株)、(株)ヒロデンプラザ、(株)グリーンバース・ヒロデン、エイチ・ディー西広島(株)、広島観光開発(株)、(株)交通会館、芸陽バス(株)、ひろでんモビリティサービス(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

広島観光汽船(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金等からみて、いずれも小規模会社であり、かつ、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

大亜工業(株)、(株)たびまちゲート広島、(株)広島バスセンター

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法にもとづく原価法

③ 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売土地及び建物 個別法

未成工事支出金 個別法

商 品 売価還元法

貯 蔵 品 移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

原則として定率法を採用しております。ただし、ゴルフ場施設と1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、鉄軌道事業固定資産の構築物のうち取替資産については取替法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5～10年)にもとづく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

諸債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した貸倒見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループにおける収益は、主に運輸サービス、マンション・戸建て等の不動産物件の販売、及び工事請負契約によるものです。

運輸サービスに係る収益は、主に定期運賃、または定期外運賃によるものであり、顧客に対し運輸サービスを提供する履行義務を負っております。定期運賃による履行義務は、有効利用期間にわたって充足されるものとし、有効利用開始日から有効利用終了日に応じて日割りで収益を認識しております。定期外運賃による履行義務は、主に、顧客の輸送が完了した一時点において充足されており、この時点で収益を認識しております。

マンション・戸建て等の不動産物件の販売にかかる収益は、物件の引き渡し完了した一時点において履行義務が充足されており、この時点で収益を認識しております。

請負工事契約にかかる収益は、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しています。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識し、少額かつごく短期な工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

② ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

借入金利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額にもとづき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

なお、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を、それぞれ発生の翌連結会計年度より定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しておりま

す。

④ 工事負担金等の会計処理方法

工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を「工事負担金等受入額」として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を「固定資産圧縮損」として特別損失に計上しております。

⑤ 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

⑥ グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。）第 65-2 項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用方針を当連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

（1）収益の分解

当社グループは、主として運輸業、不動産業、建設業を営んでおり、その財又はサービスの種類は、運輸サービス、マンション・戸建て等の不動産物件、及び請負工事であります。

その顧客との契約から生じる収益は、運輸業 20,666 百万円、不動産業 2,325 百万円、建設業 5,481 百万円、及びその他の事業 2,009 百万円であります。

また、その他の収益は主として賃貸収入に係る収益 3,225 百万円であります。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

「会計処理基準に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,754	2,495
契約資産	324	131
契約負債	2,496	2,402

契約資産は、主に建設業での工事請負契約について期末日時点で履行義務を充足した部分に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に運輸業での顧客からの前受運賃に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

連結計算書類において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は受取手形、売掛

金及び契約資産に、契約負債は預り金またはその他に含まれております。契約負債は、主に顧客からの前受運賃に関連するものであります。期首の契約負債残高は、そのほぼすべてが当連結会計年度中に収益計上されております。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、3,213百万円であり、履行義務のうち主なものは建設業での請負工事に対するものと不動産販売業での売買契約によるものであり、そのほとんど全てが1年以内で収益を認識することを見込んでいます。なお、運輸業では、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引は無いため、実務上の便法に従い、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

4. 重要な会計上の見積り

(1) 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、345百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りについて、主として取締役会により承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎として見積りを行っております。しかしながら、当該計画の前提となる移動需要やインバウンド需要など利用者の動向については不確定要素が多く、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 鉄軌道事業に係る固定資産の減損の判定

(1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

鉄軌道事業については継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。鉄軌道事業に係る固定資産の帳簿価額は22,324百万円(有形固定資産21,582百万円、無形固定資産742百万円)であります。減損損失の認識の判定及び測定の結果、減損損失の測定において回収可能価額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失を計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

通勤・通学客輸送が中心の鉄軌道事業においては、少子高齢化の進行による就業・就学人口の減少等により、鉄軌道事業の資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっております。このため、当連結会計年度において、減損の兆候が認められ、減損損失の認識の判定及び測定を実施しているものの、減損損失の測定において回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を計上しておりません。減損損失の測定においては、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額となります。鉄軌道事業における回収可能価額は、鉄軌道用地の正味売却価額により算定しておりますが、正味売却価額の算定には時価として、過年度に入手した不動産鑑定評価額をもとに公示価格、都道府県基準地価格及び路線価を用いて時点修正を行った金額を使用しております。しかしながら、不動産鑑定評価基準に基づいた評価額等について、経済情勢や市況の悪化等により見積りの前提条件に変化があった場合、固定資産の減損損失が発生し、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自動車事業に係る固定資産の減損の判定

(1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

自動車事業については継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。自動車事業に係る固定資産の帳簿価額は14,211百万円(有形固定資産13,465百万円、無形固定資産745百万円)であります。減損損失の認識の判定及び測定の結果、減損損失の測定において回収可能価額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失を計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

通勤・通学客輸送が中心の自動車事業においては、少子高齢化の進行による就業・就学人口の減少等により、自動車事業の資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっております。このため、当連結会計年度において、減損の兆候が認められ、減

損損失の認識の判定及び測定を実施しているものの、減損損失の測定において回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を計上しておりません。減損損失の測定においては、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額となります。自動車事業における回収可能価額は、自動車用地及び車両の正味売却価額により算定しておりますが、正味売却価額の算定には時価として、過年度に入手した不動産鑑定評価額をもとに公示価格、都道府県基準地価格及び路線価を用いて時点修正を行った金額及びメーカーから入手した買取見積額を使用しております。しかしながら、不動産鑑定評価基準に基づいた評価額等について、経済情勢や市況の悪化等により見積りの前提条件に変化があった場合、固定資産の減損損失が発生し、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

当社は、2025 年 3 月 1 日付で確定給付企業年金の一部を確定拠出企業型年金へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 2 号 2007 年 2 月 7 日）を適用しております。これに伴い、退職給付制度改定益 207 百万円を特別利益に計上しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1	百万円
原材料及び貯蔵品	423	
建物及び構築物	11,124	
機械装置及び運搬具	3,631	
土地	17,676	
その他	897	
投資有価証券	1,148	
計	34,902	

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,793	百万円
長期借入金	16,318	
(1 年内返済予定額を含む)		
その他	350	
計	18,462	

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 55,384 百万円

(4) 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額

固定資産のうち取得原価は下記の金額だけ国庫補助金、工事負担金等の受入のため圧縮記帳を行っております。

26,269 百万円

(5) 土地の再評価

当社において、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年 3 月 31 日改正）にもとづき、事業用土地の再評価を行っております。

・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法にもとづいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

・再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

7. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 30,445,500 株
- (3) 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	182	6.00	2024年3月31日	2024年6月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの
2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 243 百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 8 円 00 銭 |
| ④ 基準日 | 2025 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2025 年 6 月 30 日 |

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。また、当社グループ全体の資金を包括して管理するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、グループ各社の余剰資金の集約や資金需要に応じた資金提供を行うことで効率的な資金運用を図っております。デリバティブは、一部の長期借入金の金利水準の変動によるリスクをヘッジするため、金利スワップ取引を利用しており、投機目的では利用しない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,701百万円）は、「其他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	7,327	7,327	—
満期保有目的債券	300	272	△27
資産計	7,627	7,600	△27
(2) 長期借入金	23,930	23,922	△8
負債計	23,930	23,922	△8
(3) デリバティブ取引	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した価格

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルの内、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記(4)デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、連結貸借対照表において短期借入金に含めている1年以内返済予定の長期借入金は「(2)長期借入金」に含めております。

(3) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(2)参照）。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、広島県内において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	30,408	45,077
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,087	1,238

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主要な物件については、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額、その他の物件については、固定資産税評価額等による一定の評価額が適切に市場価格を反映していると考えられるため、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,373円44銭
(2) 1株当たり当期純利益 45円42銭

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,335	1,971	4	1,975	225	0	4,695	4,921	△ 55	9,177
当期変動額										
剰余金の配当							△ 182	△ 182		△ 182
当期純利益							955	955		955
自己株式の取得			△ 0	△ 0					△ 0	△ 0
自己株式の処分									5	5
土地再評価差額金の取崩							186	186		186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	△ 0	△ 0	—	—	959	959	5	965
当期末残高	2,335	1,971	3	1,975	225	0	5,655	5,881	△ 50	10,142

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,546	21,962	24,508	33,686
当期変動額				
剰余金の配当				△ 182
当期純利益				955
自己株式の取得				△ 0
自己株式の処分				5
土地再評価差額金の取崩				186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	419	△ 472	△ 52	△ 52
当期変動額合計	419	△ 472	△ 52	912
当期末残高	2,966	21,490	24,456	34,599

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法にもとづく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法にもとづく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売土地及び建物 個別法

貯 蔵 品 移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、鉄軌道事業固定資産の構築物のうち取替資産については取替法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5～10年) にもとづく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

諸債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した貸倒見積額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (11年) による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (11年) による按分額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社における収益は、主に運輸サービス、マンション・戸建て等の不動産物件の販売によるものです。

運輸サービスに係る収益は、主に定期運賃、または定期外運賃によるものであり、顧客に対し運輸サービスを提供する履行義務を負っております。定期運賃による履行義務は、有効利用期間にわたって充足されるものとし、有効利用開始日から有効利用終了日に応じて日割りで収益を認識しております。定期外運賃による履行義務は、主に、顧客の輸送が完了した一時点において充足されており、この時点で収益を認識しております。

マンション・戸建て等の不動産物件の販売にかかる収益は、物件の引き渡し完了した一時点において履行義務が充足されており、この時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(2) ヘッジ会計の処理

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額にもとづき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を、それぞれ発生の翌事業年度より定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(4) 工事負担金等の会計処理

工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を「工事負担金等受入額」として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を「固定資産圧縮損」として特別損失に計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(6) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(7) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 重要な会計上の見積り

(1) 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度に計算書類に計上した繰延税金資産の金額はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りについて、主として取締役会により承認された翌事業年度の事業計画を基礎として見積りを行っております。しかしながら、当該計画の前提となる移動需要やインバウンド需要など利用者の動向については不確定要素が多く、翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 鉄軌道事業に係る固定資産の減損の判定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

鉄軌道事業については継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。鉄軌道事業に係る固定資産の帳簿価額は22,324百万円（有形固定資産21,582百万円、無形固定資産742百万円）であります。減損損失の認識の判定及び測定の結果、減損損失の測定において回収可能価額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失を計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

通勤・通学客輸送が中心の鉄軌道事業においては、少子高齢化の進行による就業・就学人口の減少等により、鉄軌道事業の資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっております。このため、当連結会計年度において、減損の兆候が認められ、減損損失の認識の判定及び測定を実施しているものの、減損損失の測定において回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を計上しておりません。減損損失の測定においては、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額となります。鉄軌道事業における回収可能価額は、鉄軌道用地の正味売却価額により算定しておりますが、正味売却価額の算定には時価として、過年度に入手した不動産鑑定評価額をもとに公示価格、都道府県基準地価及び路線価を用いて時点修正を行った金額を使用しております。しかしながら、不動産鑑定評価基準に基づいた評価額等について、経済情勢や市況の悪化等により見積りの前提条件に変化があった場合、固定資産の減損損失が発生し、翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自動車事業に係る固定資産の減損の判定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

自動車事業については継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。自動車事業に係る固定資産の帳簿価額は14,211百万円（有形固定資産13,465百万円、無形固定資産745百万円）であります。減損損失の認識の判定及び測定の結果、減損損失の測定において回収可能価額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失を計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

通勤・通学客輸送が中心の自動車事業においては、少子高齢化の進行による就業・就学人口の減少等により、自動車事業の資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっております。このため、当連結会計年度において、減損の兆候が認められ、減損損失の認識の判定及び測定を実施しているものの、減損損失の測定において回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を計上しておりません。減損損失の測定においては、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額となります。自動車事業における回収可能価額は、自動車用地及び車両の正味売却価額により算定しておりますが、正味売却価額の算定には時価として、過年度に入手した不動産鑑定評価額をもとに公示価格、都道府県基準地価及び路線価を用いて時点修正を行った金額及びメーカーから入手した買取見積額を使用しております。しかしながら、不動産鑑定評価基準に基づいた評価額等について、経済情勢や市況の悪化等により見積りの前提条件に変化があった場合、固定資産の減損損失が発生し、翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

当社は、2025年3月1日付で確定給付企業年金の一部を確定拠出企業型年金へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。これに伴い、退職給付制度改定益207,848千円を特別利益に計上しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

貯蔵品	423	百万円
鉄・軌道事業固定資産	15,195	
自動車事業固定資産	5,077	
不動産事業固定資産	10,532	

各事業関連固定資産	754	
投資有価証券	1,148	
計	33,132	
(2) 担保に係る債務		
短期借入金	1,750	百万円
長期借入金	14,908	
(1年内返済予定額を含む)		
その他	350	
計	17,009	
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	45,163	百万円
(4) 事業用固定資産		
有形固定資産	63,072	百万円
土地	40,586	
建物	12,226	
構築物	4,029	
車両	3,591	
その他	2,637	
無形固定資産	1,714	
(5) 債務保証等		
関係会社の銀行ほかの借入金等に対し、債務保証及び保証類似行為を行っております。		
(1) 債務保証		
広電建設(株)	200	百万円
広電エアサポート(株)	101	
(2) 保証予約		
広電エアサポート(株)	40	
(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
短期金銭債権	53	百万円
長期金銭債権	1,989	
短期金銭債務	3,908	
長期金銭債務	7	
(7) 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額		
固定資産のうち取得原価は下記の金額だけ国庫補助金、工事負担金等の受入のため圧縮記帳を行っております。		
	25,030	百万円
(8) 土地の再評価		
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日改正）にもとづき、事業用土地の再評価を行っております。		
・再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法にもとづいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。	
・再評価を行った年月日	2001年3月31日	

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 営業収益 21,828 百万円
- (3) 営業費 22,789 百万円

運送営業費及び売上原価	16,114	百万円
販売費及び一般管理費	3,483	
諸税	944	
減価償却費	2,246	
(4) 関係会社との取引高		
営業取引による取引高		
営業収益	169	百万円
営業費	1,629	
営業取引以外による取引高	508	

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
- | | | |
|------|--------|---|
| 普通株式 | 62,717 | 株 |
|------|--------|---|

8. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,095	百万円
関係会社株式評価損	1,396	
賞与引当金	275	
貸倒引当金	417	
減損損失	116	
退職給付引当金	31	
未払法定福利費	43	
未払事業税	17	
投資有価証券評価損	16	
その他	63	
繰延税金資産小計	4,473	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,091	
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△2,010	
評価性引当額小計	△4,102	
繰延税金資産合計	371	
繰延税金負債		
前払年金費用	△228	百万円
退職給付信託返還有価証券	△416	
その他有価証券評価差額金	△1,347	
その他	△22	
繰延税金負債合計	△2,014	
繰延税金負債純額	△1,643	

- (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）」が公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度より法人税等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.4%に変更となる見込みです。

この税率変更により、繰延税金負債が57百万円及び再評価に係る繰延税金負債が285百万円増

加し、その他有価証券評価差額金が 38 百万円、土地再評価差額金が 285 百万円及び法人税等調整額が 19 百万円減少しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の 名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	(株)グリーンバーズ・ヒロデン	90	レジャー・サービス業	被所有 直接 100.0	兼任4人	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸借 (注1,2) 利息の受取	△0 3	長期貸付金	1,381
子会社	広島観光開発(株)	125	旅客索道業	被所有 直接 47.4 間接 12.0	兼任4人	資金の借入 役員の兼任	資金の貸借 利息の支払	283 3	短期借入金	1,033

上記の金額のうち、取引金額および期末残高に消費税は含まれておりません。

(注) 1. 当社グループのCMS制度による資金貸借の金利につきましては、当社が調達する際の市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における純増減額を記載しております。

2. (株)グリーンバーズ・ヒロデンを含むすべての子会社等への貸倒懸念債権に対し、1,329 百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において2百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在市	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員の 近親者	平町 明雄	—	—	当社監査役の 近親者	被所有 直接 0.0	土地の賃借	土地の賃借	10	借地料	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

普通借地権設定契約は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,138 円 76 銭
(2) 1株当たり当期純利益 31 円 46 銭